

○郡山市行政財産使用料条例

昭和42年12月15日

郡山市条例第86号

(使用料の徴収)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、他の条例に別段の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところにより、使用料を徴収する。

(平20条例12・一部改正)

(使用料の額)

第2条 使用料の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、1件の使用料の額が100円に満たないときは、これを100円とする。

(令2条例11・一部改正)

(使用料の免除)

第3条 市長は、行政財産の使用目的が次の各号のいずれかに該当するときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体が公用又は公共用に使用するとき。
- (2) 公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のために使用するとき。
- (3) 市職員の福利厚生施設の用に使用するとき。
- (4) 前各号に定める場合のほか、市長が必要と認めるとき。

(平20条例12・一部改正)

(使用料の徴収の方法)

第4条 使用料は、別に定める場合を除き、納入通知書により徴収する。

(平30条例2・一部改正)

(使用料の不返還)

第5条 既納の使用料は、返還しない。ただし、地方自治法第238条の4第9項の規定により市において公用又は公共用に供するため必要を生じたことにより行政財産の使用の許可が取り消された場合において、既納の使用料の額が当該使用の許可の日から当該使用の許可の取消しの日までの期間につき算出した使用料の額（使用料の額が年額により定められているものについては、当該使用の許可の日の属する月から当該使用の許可の取消しの日までの期間につき算出した使用料の額）を超えるときは、その超える額の使用料は返還する。

（平20条例12・一部改正）

（委任）

第6条 この条例に定めるものを除くほか、使用料の徴収に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年郡山市条例第23号）

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第3項の規定による許可を受けたガス事業者及び電気事業者に係る行政財産の使用について、この条例の施行の日以後引き続き行政財産を使用する場合の使用料の額は、第2条の規定にかかわらず、附則別表に掲げる使用料の額とする。

附則別表

区分		調整年度	使用料の額
ガス事業者		昭和47年度から新使用料の額に達する年度までの年度	当該年度の前年度の使用料の額に1.2を乗じて得た額
電気事業者	新使用料と旧使用料との単価の差額が100円未満である場合	昭和47年度から新使用料の額に達する年度までの年度	当該年度の前年度の使用料の額に1.1を乗じて得た額
	新使用料と旧使用料との単価の差額が100円以上である場合		当該年度の前年度の使用料の額に1.3を乗じて得た額

備考

- 1 新使用料の額とは、その者に係る行政財産の使用について、1年間使用するものとして第2条の規定により計算した使用料の額をいう。

2 旧使用料の額とは、その者に係る行政財産の使用について、1年間使用するものとしてこの条例による改正前の郡山市行政財産使用料条例第2条の規定により計算した使用料の額をいう。

附 則（昭和51年郡山市条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年郡山市条例第23号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年郡山市条例第12号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年郡山市条例第12号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年郡山市条例第20号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成元年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（使用料の改定に伴う経過措置）

第2条 この条例の施行日前になされた使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成9年条例第15号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年郡山市条例第12号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成20年郡山市条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年郡山市条例第4号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年郡山市条例第16号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年郡山市条例第24号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年郡山市条例第2号）
（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和元年郡山市条例第5号）抄
（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年郡山市条例第11号）
（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

（平30条例2・全改、令元条例5・令2条例11・一部改正）

区分	使用の種類	使用料
土地	建物、施設、工作物、物件、駐車場等の用地等として使用する場合（次に掲げるものを除く。）	期間が1月以上の場合にあつては、次の算式により算出される額 期間が1月に満たない場合にあつては、次の算式により算出される額に100分の110を乗じて得た額 $\frac{\text{（公有財産の登録価格} \times 3 \times \text{使用許可日数} \times \text{使用許可面積）}}{\text{（公有財産の登録面積} \times 100 \times 365 \text{（又は366））}}$
	(1) 電柱若しくは電話柱若しくはその支柱若しくは支線又は鉄塔を設置するために使用する場合	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に掲げる額
	(2) 前号に掲げるもの以外で郡山市道路占用料徴収条例（昭和47年郡山市条例第42号）別表に掲げるもの	同表に掲げる額
建物		市有地の上にある建物にあつては、次の算式(1)により算出される額に100分の110を乗じて得た額 市有地以外の土地の上にある建物にあつては、次の算式(1)及び(2)により算出される額の合計額に100分の110を乗じて得た額 $(1) \quad \frac{\text{（公有財産の登録価格} \times 6 \times \text{使用許可日数} \times \text{使用許可面積）}}{\text{（公有財産の登録面積} \times 100 \times 365 \text{（又は366））}}$ $(2) \quad \frac{\text{（当該土地の所有者に対して市が支払うべき地代} \times \text{当該建物の使用許可日数} \times \text{当該建物の使用許可面積）}}{\text{（当該土地の借入日数} \times \text{当該建物の延べ面積）}}$

備考

- この表において「電柱」又は「電話柱」とは、電気通信事業法施行令別表第1に規定する本柱で鉄塔を除くものをいう。
- この表の使用の種類により難いもの又はこの表に使用の種類の定めのないものに係る使用料の額については、その都度、市長が定める。
- この表に基づいて使用料の額を算出するに際し、面積又は長さにより0.01平方メートル又は0.01メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てて

計算するものとする。

- 4 使用料の額が年額で定められている物件に係る使用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 5 前項の場合において、期間が1月に満たないときは、1月の使用料の額に100分の110を乗じて得た額を使用料の額とする。